

令和2年 第5回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和2年5月11日 午前9時00分～
2. 開催場所 上富田町役場 中会議室（2階）
3. 出席委員 （8名）

1番 前地 孝俊	2番 小倉 紳示	3番 森 隆
4番 田上 彰伸	5番 出羽 郁子	6番 田中 允雄
7番 山本 哲也	8番 山本 善吾	
4. 欠席委員 （0名）
5. 議事日程
6. 報告 第1号 電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について
議案 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案 第2号 非農地証明交付申請の承認について
議案 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 農業委員会事務局職員 局長 吉田 忠弘 農地主事 射場 寛紀
8. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和2年第5回上富田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>定足数に達していますのでこれより会議を開催します。</p> <p>会期はただいまより午後5時までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全員	「異議なし。」
議長	<p>ご異議なしとのことでございます。</p> <p>会期はただ今より午後5時までとさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員さんは、5番 出羽 郁子 農政班長 6番 田中 允雄 農地班長 よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議事日程に従って進めてまいりたいと思います。</p> <p>-----</p>
議長	<p>報告第1号「電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について」事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号「電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について」農地法第5条第1項第7号（農地法施行規則53条第1項第11号）の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。</p> <p>令和2年5月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾</p> <p>関電が送電用の工作物を設置する場合は農地転用の許可が不要であり、今回のように届出をいただくのみとなります。</p> <p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○です。</p> <p>地目 登記簿は「山林」、現況「畑」です。</p> <p>面積 4,259㎡のうち429.99㎡が有償移転、うち486.23㎡が賃貸借です。</p> <p>譲渡人・貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。</p> <p>職業 ○○です。</p> <p>譲受人・借受人 ○○○○、○○町○○ ○○番地の○○です。</p> <p>職業 ○○です。</p> <p>転用目的 429.99㎡が鉄塔の新設で恒久転用、486.23㎡が仮柱及び作業場の設置・旧鉄塔の除去で一時転用です。</p>

隣接農地同意は〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏です。
水利組合同意は〇〇水路組合、〇〇水路組合です。
位置図は8頁です。
以上です。

議長 それでは、報告第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 「異議なし。」とのことでございます。
報告第1号番号1について、報告どおりとしてよろしいでしょうか。

全員 「異議なし。」

議長 それでは報告どおりといたします。

議長 議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」事務局より説明願います。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和2年5月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 他〇〇筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,428 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地の〇〇です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1
です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 6年間です。

備考欄 水稻です。

番号2

農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○ 他○○筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,235 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1
です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 6年間です。

備考欄 水稻です。

番号3

農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○ 他○○筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,537 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1
です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 6年間です。

備考欄 野菜です。

番号4

農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○ 他○○筆です。

地目 登記簿は「田」及び「畑」、現況は「畑」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 2,405 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1
です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 樹園地です。

期間 3年間です。

備考欄 梅です。

補足説明します。

今月は、その他、利用権の再設定は2件ございました。

新規の利用権設定計画はこの4件で、設定合計面積は、9742.00 m²です。

また、計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
以上です。

議長

それでは、議案第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

「異議なし。」とのことでございます。

議案第1号番号1について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは議案第1号番号1につきまして、「可」と決定いたします。

続いて、議案第1号番号2につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

「異議なし。」とのことでございます。

議案第1号番号2について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは議案第1号番号2につきまして、「可」と決定いたします。

続いて、議案第1号番号3につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

「異議なし。」とのことでございます。
議案第1号番号3について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし。」

議長

それでは議案第1号番号3につきまして、「可」と決定いたします。
続いて、議案第1号番号4につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

「異議なし。」とのことでございます。
議案第1号番号4について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」

議長

それでは議案第1号番号4につきまして、「可」と決定いたします。

議長

議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」
下記の農地について、「農地法第2条の農地でない旨の証明願ひ」があったので、審議願ひたい。

令和2年5月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「畑」、現況は「山林」です。

農振区分 農用外です。

都計区分 区域内です。

面積 955 m²です。

権利種別 非農地証明です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

申請事由 昭和56年に土地を取得したが耕作はしておらず、雑木林となっているので

山林に地目変更したいとのことです。

証明者は近隣住民の〇〇〇〇氏、農業委員の田中允雄農地班長です。
位置図は9頁です。
以上です。

議長 それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6番 6番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」

番号1 農地の所在 〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 面積 955 m²です。

登記簿は「畑」、現況は「山林」です。

所有者は昭和56年に土地を取得したが耕作はしておらず、雑木林となっているので山林に地目変更したいとのことです。

近隣住民と、農業委員の私 田中から証明があります。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 「異議なし。」とのことでございます。

議案第2号番号1について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは議案第2号番号1につきまして、「可」と決定いたします。

議長 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。
令和2年5月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○ 他○○筆です。

地目 登記簿は「田」及び「畑」、現況は「畑」及び「宅地」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 7,814 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

申請事由 高齢と体調不良により営農が不可能となり、農地の管理が困難なことから農業に志のある方に譲渡したいとのことです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

申請事由 ○○を営んでおり、自前で梅を育て収穫することによって大幅なコストダウンになると考え、またミカンなどの加工にも挑戦したいとのことです。

備考欄 果樹です。

以上です。

議長

それでは、議案第3号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

「異議なし。」とのことでございます。

議案第3号番号1について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは議案第3号番号1につきまして、「可」と決定いたします。

議長

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。

令和2年5月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○ 他○○筆です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

合計面積 1,008 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

職業 ○○です。

譲受人 ○○○○、○○町○○ ○○番地の○○です。

職業 ○○です。

転用目的 太陽光発電施設です。

施設等 ○○ ○○番○○が太陽光パネル 94 枚 29.1kw、パソコン 4 台 22.0kw、○○
○○番○○、○○番○○が太陽光パネル 96 枚 29.7kw、パソコン 4 台 22.0kw です。

転用目的 譲渡人は体力的に農地管理が困難となっており、規模を縮小し土地の有効活用を考えていた。譲受人は、太陽光発電設備の設置場所を探しており、譲渡人と話がまとまり本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏です。

該当水利組合はありません。

切土盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は 10 頁です。

補足説明します。

受付番号 1 番の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第 1 種、第 3 種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告を願います。

6 番

6 番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

番号 1 農地の所在 ○○町○○字○○ ○○番○○ 他○○筆 合計面積 1,008 m²

です。

登記簿、現況ともに「畑」です。

転用目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は規模を縮小し土地の有効活用を考えており、太陽光発電設備の設置場所を探していた譲受人と話がまとまり本申請に至ったとのこと。

隣接農地の同意はすべて得ており、該当水利組合はありません。

切土盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのこと。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第4号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議長

「異議なし。」とのことでございます。

議案第4号番号1について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし。」

議長

それでは議案第4号番号1につきまして、「可」と決定いたします。

議長

提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。

3番

3番 森です。

議案第3号番号1について、地籍調査がまだ行われていないため公図と実際の場所が違うと思われませんが、よろしいのでしょうか。

事務局

所有権を移転するには農業委員会の許可が必要であるため、致し方ありません。

今回の議案第3号番号1については、仲介の不動産会社と譲渡人・譲受人の本人同士が現地で直接場所の確認を行ったと聞いています。

3番

わかりました。

議長	<p>他に、何かございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p>
議長	<p>ないということですので、農業委員会の総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会</p> <p>令和2年5月11日</p> <p>この議事録については、事務局 射場 寛紀が記録した。</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 <u>5番</u> _____</p> <p style="text-align: right;"><u>6番</u> _____</p>

※署名については、別紙原本にて行っています。